再公表特許(A1)

(11) 国際公開番号 **WO2010/007669**

発行日	平成	24年1月	5日 (2012.1.5)			(43) 国際2	公開日	平成22年1月2	1日(2010.1.21)
(51) Int	.Cl.			FΙ				テーマコー	·ド (参考)
GO	1 T	1/20	(2006.01)	GO1T	1/20	В		2G088	;
GO	1 T	1/202	(2006.01)	GO1T	1/20	D			
GO	1 T	1/161	(2006.01)	GO1T	1/20	G			
				GO1T	1/202				
				G O 1 T	1/161	С			
					審3	査請求 有	予備審	審査請求 未請求	え (全 16 頁)
出愿	頭番号		特願2010-520708	3 (P2010-520708)	 (71)出願。	人 301032	2942		
(21) 国際出願番号			PCT/JP2008/0628		独立行	独立行政法人放射線医学総合研究所			
(22) 国際出願日			平成20年7月16日		千葉県	千葉市	「稲毛区穴川四」	丁目9番1号	
(11) 特許番号			特許第4803565号	(71)出願。	人 000001	993			
(45) 特許公報発行日		発行日	平成23年10月26日		株式会社島津製作所				
					京都府	京都府京都市中京区西ノ京桑原町1番地			
					(74)代理/	人 100080	458		
						弁理士	高矢	諭	
					(74)代理/	人 100076	6129		
						弁理士	: 松山	主佑	
					(74)代理/	人 100089	015		
						弁理士	: 牧野	, 剛博	
					(72)発明神	者 稲玉	直子		
						千葉県	千葉市	「稲毛区穴川四」	丁目9番1号
						独立行	政法人	放射線医学総合	合研究所内
								ł	最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 DO I 型放射線検出器

(57)【要約】

(19) 日本国特許庁(JP)

受光素子10の受光面上にシンチレーション結晶を3 次元に配列し、放射線を検出した結晶の応答を受光面上 で識別可能とすることで、放射線検出位置を3次元で得 るようにしたDOI型放射線検出器において、正3角柱 状のシンチレーション結晶(結晶素子50)を用いると 共に、各結晶の応答をセット毎にずらす。これにより、 3層、6層等、4角柱のシンチレーション結晶では実現 し難い構造においても、無駄なく結晶特定を可能とする



54 ORBOULAR TRIANCLE POLE-SHAPED CRYSTAL ELEMENT) 54 (REFLECTME MATERIAL) 54 (AIR) 64 A 20 POSITION HISTORAM BB POSITIONAL CORRESPONDENCE OF CRYSTAL AND RESPONSE 【特許請求の範囲】

【請求項1】

受光素子の受光面上にシンチレーション結晶を3次元に配列し、放射線を検出した結晶の応答を受光面上で識別可能とすることで、放射線検出位置を3次元で得るようにしたD OI型放射線検出器において、

前記シンチレーション結晶を正3角柱とし、

各結晶の応答を層毎にずらすことを特徴とするDOI型放射線検出器。

【請求項2】

同層の前記シンチレーション結晶間の一部に、反射材を設けることにより、各結晶の応 答を中心からずらすことを特徴とする請求項1に記載のDOI型放射線検出器。

【請求項3】

前記反射材の位置を層毎に変えることを特徴とする請求項2に記載のDOI型放射線検出器。

【請求項4】

前記シンチレーション結晶の材質をセット毎に変えて、更に多層化することを特徴とする請求項1乃至3のいずれかに記載のDOI型放射線検出器。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

 $\begin{bmatrix} 0 & 0 & 0 & 1 \end{bmatrix}$

本発明は、DOI型放射線検出器に係り、特に、ポジトロンイメージング装置や陽電子 20 放射断層像撮影(PET)装置等の核医学イメージングや放射線計測の分野で用いるのに 好適な、3層や6層等の4角柱のシンチレータ結晶では実現し難い構造においても、無駄 なく結晶特定が可能なDOI型放射線検出器に関する。

【背景技術】

[0002]

放射線検出器として、シンチレーション結晶に受光素子を光学結合したものが一般的で あるが、ポジトロンイメージング装置やPET装置で、より高い空間分解能を得るために 、検出素子に入射した深さ方向位置も検出可能なDOI(Depth of Interaction)型 放射線検出器(以下単にDOI検出器とも称する)が開発されている。これは、図1に示 す如く、位置感知型光電子増倍管(PS-PMT)等の受光素子10上に、結晶素子を3 次元に配列した結晶ブロック20を配置し、放射線を検出した結晶素子を特定することで 、検出位置を3次元で得るようにしたものである。

このDOI検出器は、線源の存在する3次元的な方向の特定に有利であり、PET装置 用の放射線検出器として用いると、分解能を劣化させることなく、PET装置の感度を向 上することができる。

[0004]

DOI検出器内の結晶素子特定法については種々な手法があるが、例えば、受光素子1 0の受光面に平行な2次元の結晶素子特定は、受光素子出力のアンガー計算によって行な われ、図2に例示する如く、アンガー計算の結果を表わした2次元(2D)位置ヒストグ ラム上に各結晶素子の応答が現われる。

[0005]

深さ方向の結晶識別、即ち、図1に例示した結晶素子の2次元配列21、22、23を 多層(図1では3層)に積んだ層の識別には、次のような手法が提案されている。 【0006】

(1)図1(a)、(b)に示したように、層毎に波形の異なるシンチレータ(図1(a)ではLSO、GSO、BGO、図1(b)では、それぞれ1.5mol%Ce、0.5mol%Ce、0.2mol%CeのGSO)を用い、波形弁別により層の識別を行なう(特許文献1、非特許文献1、2参照)。
 【0007】

40

30

(2)通常、シンチレーション結晶の2次元配列では、各結晶素子間に反射材を挿入す るが、その場合、各結晶素子の応答は、2D位置ヒストグラム上で結晶素子の配置を反映 した位置に現われる。これを利用して、図3(a)に示す如く、例えば第1層21を6× 6、第2層22を7×7の結晶配列として、層の重なりをずらしたり、あるいは、図3(b)に示す如く、各結晶素子の配置が上下でずれるように結晶ブロック20の上下から溝 を切ることで各結晶配列21、22にスリット30を入れ、3次元配列内の各結晶素子の 応答を分離し、図2に例示したように識別可能とする(非特許文献3、4参照)。 【0008】

(3) 図4に例示する如く、2次元結晶配列21~24内の反射材32の一部を取り除 き、シンチレーション光の拡がりを制御することにより、各結晶素子30の応答が現われ る位置を操作する。図において、34は、反射材31が無い空気の部分である。これによ り、3次元配列の全ての結晶の応答を分離して識別可能とする(特許文献2-5、非特許 文献5参照)。

【 0 0 0 9 】

(4)特定波長の波長をカットするフィルタを層間に挟むことにより得られる波長で層の識別を行なう(特許文献6、非特許文献6参照)。

[0010]

これらの D O I 検出器は、全て 4 角柱型結晶、 又は 1 素子が 4 角柱型になるように構成 されている。

【0011】

一方、DOI検出を行なわない2次元結晶配列型放射線検出器においては、本発明のように3角柱シンチレーション結晶を使用する技術も提案されている。いずれもシンチレー タを密に配置するために結晶の形を工夫したもので、特許文献7に記載された技術は、シ ンチレータと受光素子を含む検出器全体を3角柱とし、多くの検出器を球状に配列する際 に、隙間無く配列できるようにしたものである。

[0012]

一方、非特許文献7に記載された技術は、円柱型の受光素子上に異なる数種のシンチレータを配列するときに、3角形の鋭角を中心に向けて配列するもので、検出した結晶を波形により特定する。

【0013】

又、特許文献8に記載された技術は、4角柱による検出器を6角形のPET用検出器リングとして配列する際に、隙間を埋めるための補助検出器として、3角柱型シンチレータと受光素子を用いるものである。

[0014]

【特許文献 1 】 特開平 6 - 3 3 7 2 8 9 号公報 【特許文献 2 】 特開平 1 1 - 1 4 2 5 2 3 号公報 【特許文献 3 】 特開 2 0 0 4 - 1 3 2 9 3 0 号公報 【特許文献 4 】 特開 2 0 0 4 - 2 7 9 0 5 7 号公報 【特許文献 5 】 特開 2 0 0 7 - 9 3 3 7 6 号公報 【特許文献 6 】 特開 2 0 0 5 - 4 3 0 6 2 号公報 【特許文献 7 】 特開平 8 - 5 7 4 6 号公報

【特許文献 8 】 特開平 5 - 1 2 6 9 5 7 号公報

【非特許文献1】J. Seidel, J. J. Vaquero, S. Siegel, W. R. Gandler, an d M. V. Green, "Depth identification accuracy of a three layer phos wich PET detector module,"IEEE Trans.on Nucl. Sci., vol. 46, No.3, pp. 485 - 490, June 1999

【非特許文献 2】 S. Yamamoto and H. Ishibashi, "AGSO depth of inter action detector for PET,"IEEE Trans.on Nucl. Sci., vol. 45, No.3, pp.1078 - 1082, June 1998

【非特許文献 3】H.Liu,T.Omura,M.Watanabe,and T.Yamashita,"Dev 50

(3)

30

20

JP W02010/007669 A1 2010.1.21 (4) elopment of a depth of interaction detector for -rays, "Nucl. Inst . Meth. , A 4 5 9 , pp. 182-190 , 2001 . 【非特許文献4】N.Zhang,C.J.Thompson,D.Togane,F.Cayouette,K. Q. Nguyen, M. L. Camborde, "Anode position and last dynode timing c ircuits for dual-layer BGO scintillator with PS-PMT based modul PET detectors, "IEEE Trans. Nucl. Sci., Vol. 49, No. 5, pp ar . 2203-2207, Octomer 2002. 【非特許文献 5】 T. Tsuda, H. Murayama, K. Kitamura, T. Yamaya, E. Yosh ida,T.Omura,H.Kawai,N.Inadama,and N.Orita,"A four layer d epth of interaction detector block for small animal PET, "IEEE Trans. Nucl. Sci., vol. 51, pp. 2537-2542, October 2004 . 【非特許文献 6】 T. Hasegawa, M. I shikawa, K. Maruyama, N. I nadama, E. Yoshida, and H. Murayama, "Depth-of-interaction recognition using optic al filters for nuclear medicine imaging, "IEEE Trans. Nucl. Sci. , vol. 52, pp. 4-7, February 2005. 【非特許文献7】白川芳幸,"全方向性 線検出器の開発,"Radioisotopes,vol.53 , pp. 445-450 , 2004 . [0015]結晶応答間の距離が離れているほど、分離が良く、識別能の向上につながるため、2D 位置ヒストグラム上に結晶応答が均一に並ぶのが理想的である。 [0016]しかしながら、今までに提案されたDOI検出器は、全て4角柱のシンチレーション結 晶、結晶素子によるものであった。その制限により、例えば(2)の層の位置を互いにず らす方法と、(3)の光分配の制御による方法は、図5に示すように、4層分全ての結晶 領域が重なることなく2D位置ヒストグラム上に表示され、2層、4層の識別に適したも のとなるが、図6に示すような3層の識別の際には、2D位置ヒストグラム上に無駄な空 間ができるという問題点を有していた。 全身用PET装置等、必要な検出器数や価格の関係より、使用できる受光素子の制限、 データ処理時間等を考えて、3層や6層が最適な場合もある。 【発明の開示】 [0018] 本発明は、前記従来の問題点を解消するべくなされたもので、3層や6層等の、4角柱 のシンチレータ結晶では実現し難い構造においても、無駄なく結晶特定を可能とすること を課題とする。 [0019]本発明は、受光素子の受光面上にシンチレーション結晶を3次元に配列し、放射線を検 出した結晶の応答を受光面上で識別可能とすることで、放射線検出位置を3次元で得るよ うにしたDOI型放射線検出器において、前記シンチレーション結晶を正3角柱とし、各 結晶の応答を層毎にずらすことにより、前記課題を解決したものである。 [0020]

ここで、同層の前記シンチレーション結晶間の一部に、反射材をもうけることにより、 各結晶の応答を中心からずらすことができる。

【0021】

更に、前記反射材の位置を層毎に変えることができる。

[0022]

又、前記シンチレーション結晶の材質をセット毎に変えて、更に多層化することができる。

[0023]

本発明によれば、3層や6層等、4角柱のシンチレーション結晶では実現し難い構造に 50

10

30

40

おいても、無駄なく結晶特定が可能となる。又、シンチレーション結晶を用いた放射線検 出において、位置分解能を向上させることができる。更に、検出器構造も単純で作りやす く、核医学装置に必須である量産に耐え得るものである。 【図面の簡単な説明】 [0024]【図1】従来のDOI検出器の構成例を示す斜視図 【図2】従来のDOI検出器における2D位置ヒストグラム上の結晶応答の例を示す図 【図3】従来のDOI検出器の他の構成例を示す斜視図 【図4】従来のDOI検出器の更に他の例を示す図 【 図 5 】 図 4 の例 により 構成 された 4 層 D O I 検出 器 の例を示す図 【 図 6 】 従 来 の 4 角 柱 状 シン チ レ ー シ ョ ン 結 晶 で 3 層 D O I 検 出 器 を 構 成 し た 場 合 の 問 題 点を示す図 【図7】本発明の原理を説明するための、反射材を全部挿入した比較例の(a)上面図、 (b) 2 D 位置ヒストグラム、及び(c) 結晶と応答の位置の対応を示す図 【図8】同じく、反射材の一部を抜いた本発明の実施形態の1層を示す(a)上面図、(b) 2 D 位置ヒストグラム、及び(c)結晶と応答の位置の対応を示す図 【図9】本発明の実施形態の各層を示す図 【図10】同じく全体構成を示す図 【図11】本発明の実施形態における結晶識別評価を示す図 【図12】本発明の実施形態の変形例を示す図 【図13】本発明の実施形態におけるエネルギー特性評価例を示す図 【発明を実施するための最良の形態】 [0025]以下図面を参照して、本発明の実施形態を詳細に説明する。 [0026]図7(a)に示す比較例の如く、密に並べた正3角柱状結晶素子50の全ての境界に反 射材52を挿入すると、得られる2D位置ヒストグラムは図7(b)に示す如くとなる。 これを、結晶の上面図(a)と応答の位置を対応させて示すと図7(c)に示す如くとな る。このように全ての境界に反射材52を挿入した状態では、各結晶素子50の応答が各 3角形の中心に来てしまい、積層した場合に識別することができない。 [0027]そこで本発明の実施形態では、図8に示す如く、密に並べた正3角柱状結晶素子50の 結晶配列に対し、6角形毎に反射材52を挿入する。すると、ある結晶素子50から発生 したシンチレーション光は、反射材52で囲われた他の5つの結晶素子に拡がり、受光素

(5)

結晶配列に対し、6 角形毎に反射材5 2 を挿入する。すると、ある結晶素子5 0 から発生 したシンチレーション光は、反射材5 2 で囲われた他の5 つの結晶素子に拡がり、受光素 子受光面に、その範囲の拡がりを持って入射する。そのため、受光素子出力のアンガー決 算の結果を表わした図8 (b)に示す2 D位置ヒストグラム上で、反射材で囲われた6つ の結晶素子の応答が互いに寄り合う。ここで、寄りすぎて応答が1 つに重なることがない のは、結晶素子間に空気5 4 が存在することで、光拡がりに制限がかかるためである。図 9 に示す如く、反射材5 2 を挿入する6角形の位置を層4 1、4 2、4 3 毎にずらすと、 図 1 0 に示す如く、3 層分の結晶応答が重なり合うことなく、2 D位置ヒストグラム上に 現われる。この方法に、(1)の波形弁別の手法を加えることにより、6 層分の結晶識別 が可能になる。波形弁別では、特性が大きく異なるシンチレータを用いると、差を埋め合 わせるための新たな考察が必要となり、特性の近いシンチレータを用いると、波形が似る ため識別能は劣化する。従って、適した3種類のシンチレータの組合せを選ぶのは比較的 困難であるが、本発明のように3 角柱の結晶を用いることにより、2 種類のシンチレータ で6 層の識別が可能となる。

【0028】

なお、この実施形態では、結晶ブロック40の外形断面形状が略菱形とされていたが、 結晶ブロックの外形断面形状はこれに限定されず、正6角形であったり、あるいは正方形 であっても良い。反射材の挿入位置も6角形の位置に限定されない。 10

20

10

20

[0029]

図11及び図12は、本発明の実施形態のように正3角形状の結晶を用いたDOI検出 器の可能性を、実験により確認したものである。結晶は、断面が一辺3mmの正3角形で 、長さが10mmのLu_{2 ×} G d _{2(1-×)} S i O ₅(LGSO)を用いた。結晶の表 面状態は、化学研磨である。受光素子には、256チャンネルPS-PMT、反射材には 、反射率98%で厚さ0.067mmのフィルム状のものを用い、光学グリースは、使用 しなかった。図9に示した反射材構造の異なる3種の結晶配列を組み、Cs線源からの6 62 k e V ガンマ線を結晶の両側面から一様照射して得られた2D 位置ヒストグラムを評 価した。その後、3つの結晶配列を図10に示したように3層にして、3層DOI検出器 としての評価を行なった。得られた2D位置ヒストグラムを図11に示す。計数値は濃淡 で示される。各結晶配列への照射では、図11(a)、(b)、(c)に示す如く、意図 したとおりの結晶応答が得られた。

 $\begin{bmatrix} 0 & 0 & 3 & 0 \end{bmatrix}$

3層DOI検出器構造にした場合には、結晶の端で一部応答が重なり結晶識別が難しい 箇所があるが、その他の結晶については、十分に識別できることが示された。この周辺部 の密集は、全体の外側に巻かれる反射材 5 8 の影響と考えられるので、図 1 2 に示す変形 例の如く、少なくとも空気層54の部分の外周にガラス層56を設けても良い。

[0031]

図13に各層の1結晶素子の波高分布を示す。選んだ3つの結晶素子は、DOI構造内 で縦一列に配列されている。エネルギー分解能は、最上層からそれぞれ11%、12%、 9%と良い値を示した。以上の結果より、三角柱状のシンチレーション結晶による3層D ○ I 検出器は十分に実現可能であることが確認できた。

【産業上の利用の可能性】

本発明に係るDOI型放射線検出器は、PET装置だけでなく、核医学イメージング装 置や放射線測定装置一般に用いることができる。







【図2】



【図3】



【図4】



(8)





【図7】



【図8】





【図10】



【図12】



【図11】



【図13】



【補正の内容】

【0019】

本発明は、受光素子の受光面上にシンチレーション結晶を3次元に配列し、放射線を検 出した結晶の応答を受光面上で識別可能とすることで、放射線検出位置を3次元で得るようにしたDOI型放射線検出器において、前記シンチレーション結晶を正3角柱とし、各 結晶の応答を層毎にずらす<u>と共に、同層の前記シンチレーション結晶間の一部に反射材を</u> 設けて、少なくとも一部の層における各結晶の応答を中心からずらすことにより、前記課

題を解決したものである。 【手続補正2】 【補正対象書類名】明細書 【補正対象項目名】0020 【補正方法】削除 【補正の内容】 【手続補正3】 【補正対象書類名】明細書 【補正対象項目名】0021 【補正方法】変更 【補正の内容】 [0021]ここで、前記反射材の位置を層毎に変えることができる。 【手続補正4】 【補正対象書類名】特許請求の範囲 【補正対象項目名】全文 【補正方法】変更 【補正の内容】 【特許請求の範囲】 【請求項1】 受光素子の受光面上にシンチレーション結晶を3次元に配列し、放射線を検出した結晶 の応答を受光面上で識別可能とすることで、放射線検出位置を3次元で得るようにしたD OI型放射線検出器において、 前記シンチレーション結晶を正3角柱とし、 各結晶の応答を層毎にずらすと共に、 同層の前記シンチレーション結晶間の一部に反射材を設けることにより、少なくとも一 部の層における各結晶の応答を中心からずらすことを特徴とするDOI型放射線検出器。 【請求項2】 前記反射材の位置を層毎に変えることを特徴とする請求項1に記載のDOI型放射線検 出器。 【請求項3】 前記シンチレーション結晶の材質をセット毎に変えて、更に多層化することを特徴とす る請求項1又は2に記載のDOI型放射線検出器。 【手続補正書】 【提出日】平成23年6月20日(2011.6.20) 【手続補正1】 【補正対象書類名】明細書 【補正対象項目名】0019 【補正方法】変更 【補正の内容】 [0019]本発明は、受光素子の受光面上にシンチレーション結晶を3次元に配列し、放射線を検

出した結晶の応答を<u>2次元位置ヒストグラム</u>上で識別可能とすることで、放射線検出位置 を3次元で得るようにしたDOI型放射線検出器において、前記シンチレーション結晶を 正3角柱とし、<u>前記2次元位置ヒストグラム上の</u>各結晶の応答を層毎にずらすと共に、同 層の前記シンチレーション結晶間の一部に反射材を設けて、少なくとも一部の層における <u>前記2次元位置ヒストグラム上の</u>各結晶の応答を<u>、該2次元位置ヒストグラム上の各結晶</u> <u>の</u>中心からずらすことにより、前記課題を解決したものである。

【 手 続 補 正 2 】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

[0022]

又、<u>同じ材質の</u>前記シンチレーション結晶<u>で、前記2次元位置ヒストグラム上の各結晶</u> の応答を層毎にずらして積層した1つのセットを構成し、セット毎にシンチレーション結 晶の材質<u>を変えた複数のセットを積層し</u>て、<u>1つのDOI型放射線検出器を</u>更に多層化す ることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

受光素子の受光面上にシンチレーション結晶を3次元に配列し、放射線を検出した結晶の応答を<u>2次元位置ヒストグラム</u>上で識別可能とすることで、放射線検出位置を3次元で 得るようにしたDOI型放射線検出器において、

前記シンチレーション結晶を正3角柱とし、<u>前記2次元位置ヒストグラム上の</u>各結晶の 応答を層毎にずらすと共に、

同層の前記シンチレーション結晶間の一部に反射材を設けることにより、少なくとも一 部の層における<u>前記2次元位置ヒストグラム上の</u>各結晶の応答を<u>、該2次元位置ヒストグ</u> ラム上の各結晶の中心からずらすことを特徴とするDOI型放射線検出器。

【請求項2】

前記反射材の位置を層毎に変えることを特徴とする請求項1に記載のDOI型放射線検 出器。

【請求項3】

<u>同じ材質の</u>前記シンチレーション結晶<u>で、前記2次元位置ヒストグラム上の各結晶の応 答を層毎にずらして積層した1つのセットを構成し、セット毎にシンチレーション結晶の 材質<u>を変えた複数のセットを積層し</u>て、<u>1つのDOI型放射線検出器を</u>更に多層化するこ とを特徴とする請求項1又は2に記載のDOI型放射線検出器。</u>

	PCT/JP2008/062804								
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER									
<i>G01T1/20</i> (2006.01)i, <i>G01T1/161</i> (2006.01)i									
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC									
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)									
G01T1/20, G01T1/161									
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields s	searched								
Jitsuyo Shinan Koho 1922-1996 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2	2008								
Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2008 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2	2008								
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms use	ed)								
JSTPLus (JDreamII)									
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT									
Category* Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages Relev	vant to claim No.								
Y JP 2000-56023 A (Japan Science and Technology	1								
Corp.), 25 February 2000 (25.02.00)									
Full text; all drawings									
(Family: none)									
	-								
Y JP 8-5746 A (Snimadzu Corp.), 12 January 1996 (12 01 96)	T								
Full text; all drawings									
(Family: none)									
TD 2004 2700F7 B (National Testitute of	1 4								
Radiological Sciences).	1-4								
07 October, 2004 (07.10.04),									
Full text; all drawings									
& US 2004/178347 A1									
Further documents are listed in the continuation of Box C.									
* Special categories of cited documents: "T" later document published after the international fili	ing date or priority								
"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance to the principle or theory underlying the invention	to understand								
"E" earlier application or patent but published on or after the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigated to invest on sidered poyel or cannot be considered to investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed investigate the international filing "X" document of particular relevance; the claimed international filing "X" document of particular relevance; the claimed international filing "X" document of particular relevance; the claimed international filing "X" document of particular relevance; the claimed international filing "X" document of particular relevance; the cl	ention cannot be								
"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is step when the document is taken alone									
cited to establish the publication date of another citation or other "Y" document of particular relevance; the claimed invent special reason (as specified) considered to involve an inventive step when the	"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is								
"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means combined with one or more other such documents, s	such combination								
"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "&" document member of the same patent family	"&" document member of the same patent family								
Date of the actual completion of the international search Date of mailing of the international search report	t								
29 July, 2008 (29.07.08) 12 August, 2008 (12.08.0	08)								
Name and mailing address of the ISA/ Authorized officer									
vapanese ratent ville									
Facsimile No. Telephone No.									

Form PCT/ISA/210 (second sheet) (April 2007)

	国際調査報告	国際出顧番号 PCT/JP2008/062804							
A. 発明の属する分野の分類(国際特許分類(IPC)) Int.Cl. G01T1/20(2006.01)i, G01T1/161(2006.01)i									
B. 調査を行った分野									
調査を行った最小限資料(国際特許分類(IPC))									
Int.Cl. G01T1/20, G01T1/161									
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの									
日本国実用新案公報1922-1996年日本国公開実用新案公報1971-2008年日本国実用新案登録公報1996-2008年日本国登録実用新案公報1994-2008年									
国際調査で使用	した電子データベース(データベースの名称、	調査に使用した用語)							
JSTPlus(JDreamII)									
C. 関連する	らと認められる文献								
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連する。	ときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号						
Y	JP 2000-56023 A (科学技術振興事業団 アミリーなし)	1							
Y	JP 8-5746 A(株式会社島津製作所)1996.01.12, 全文、全図(ファ 1 ミリーなし)								
А	JP 2004-279057 A (独立行政法人放射線医学総合研究所) 1-4 2004.10.07, 全文、全図 & US 2004/178347 A1								
□ C欄の続き	きにも文献が列挙されている。	门 パテントファミリーに関する別	紙を参照。						
 * 引用文献の 「A」特に関 もの 「E」国際治師 以後先権主 日才文献 「C」国際出版 「C」国際出版 「P」国際出版 	のカテゴリー のある文献ではなく、一般的技術水準を示す 目前の出願または特許であるが、国際出順日 まされたもの 悪に疑義を提起する文献又は他の文献の発行 くは他の特別な理由を確立するために引用す (理由を付す) こる開示、使用、展示等に言及する文献 目前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願	の日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって 出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論 の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明 の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以 上の文献との、当業者にとって自明である組合せに よって進歩性がないと考えられるもの 「&」同一パテントファミリー文献							
国際調査を完了	了した日 29.07.2008	国際調査報告の発送日 12.08.2008							
国際調査機関の 日本国 東京者	⊃名称及びあて先 国特許庁(ISA/JP) 邸便番号100-8915 郡千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官(権限のある職員) 本下 忠 電話番号 03-3581-1101 内線 3273							

様式PCT/ISA/210(第2ページ)(2007年4月)

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LS,MW,MZ,NA,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,MD,RU,TJ,TM), EP(AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,MT,NL,NO,PL,PT,RO,SE,SI,SK,T R),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AO,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BR,BW,BY, BZ,CA,CH,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,DO,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,HR,HU,ID,IL,IN,IS,JP,KE,K G,KM,KN,KP,KR,KZ,LA,LC,LK,LR,LS,LT,LU,LY,MA,MD,ME,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PG,PH,PL,PT ,RO,RS,RU,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,ST,SV,SY,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,US,UZ,VC,VN,ZA,ZM,ZW

(72) 発明者 村山 秀雄

千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目9番1号 独立行政法人放射線医学総合研究所内

- (72)発明者 澁谷 憲悟
 千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目9番1号 独立行政法人放射線医学総合研究所内
 (72)発明者 錦戸 文彦
 千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目9番1号 独立行政法人放射線医学総合研究所内
- (72)発明者 津田 倫明

京都府京都市中京区西ノ京桑原町1番地 株式会社島津製作所内

F ターム(参考) 2G088 EE01 GG16 GG18 GG20 JJ06 KK35

(注)この公表は、国際事務局(WIPO)により国際公開された公報を基に作成したものである。なおこの公表に 係る日本語特許出願(日本語実用新案登録出願)の国際公開の効果は、特許法第184条の10第1項(実用新案法 第48条の13第2項)により生ずるものであり、本掲載とは関係ありません。